

川崎市病院局規程第3号

川崎市病院局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月27日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程
の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程（平成 17 年病院局規程第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の病院企業職給料表（1）の適用職員の表備考に次の 1 項を加える。

- 3 初任給規程第 5 条の 2 の適用を受ける者であって、第 4 条第 3 項ただし書によりその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとして同条第 4 項及び第 5 項の規定を適用することがその者に有利である場合には、前 2 項の規定にかかわらず、当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程（令和 8 年病院局規程第 2 号）附則第 2 項の適用を受ける者に対する改正後の川崎市病院局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程別表第 2 病院企業職給料表（1）の適用職員の表備考第 3 項の適用については、「初任給規程第 5 条の 2 の適用を受ける者」とあるのは「川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程（令和 8 年病院局規程第 2 号）附則第 2 項の適用を受ける者」とする。